



児童手当の現況届の提出を忘れずに！

児童手当を受けているかたは、6月中に『現況届』の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための重要なものです。

『現況届』の用紙は提出の必要がある受給者あてに6月中に郵送しますので、**6月30日(火)**までに住民福祉課 戸籍福祉係に提出、または郵送してください。(土日を除く)

なお、現況届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童手当制度とは…

【制度の主な概要】

◎対象者

町内に住所を有し、中学校修了までの児童(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育しているかた

◎支払月 6月、10月、2月

◎支給額

対象の児童1人につき(月額)

- ▶ 3歳未満 15,000円
- ▶ 3歳～小学生(第1・2子) 10,000円
- ▶ 3歳～小学生(第3子以降) 15,000円
- ▶ 中学生 10,000円

※ただし、所得制限限度額を超える場合5,000円(特例給付)

所得限度額	扶養親族等人数	所得制限限度額
	0人	622万円
	1人	660万円
	2人	698万円
	3人	736万円
	4人	774万円
	5人	812万円

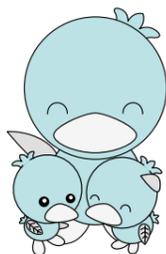
【児童手当の支給を受けるには?】

児童手当は、対象者からの認定請求の手続きがないと資格はあっても支給されませんので、新たに支給対象となったかた(出生、転入など)は手続きをしてください。ただし、公務員のかたは勤務先で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- 印鑑
- 普通預金通帳(請求者名義のもの)の写し
- マイナンバーのわかるもの

※このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは下記窓口までお問い合わせください。



問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

令和2年度 個人町民税・県民税(住民税)のお知らせ

令和2年度の美里町個人町民税・県民税は前年中(令和元年中)の所得により計算されています。令和2年1月1日に美里町に住んでいるかたが、課税の対象となります。

1 納税方法について

個人町民税・県民税の納税(徴収)方法には、特別徴収と普通徴収があります。

◎特別徴収とは

勤め先の毎月の給与(年12回)や年金(年6回)から納付する方法です。

公的年金からの特別徴収は、今年の4月1日に65歳以上で、一定の要件を満たすかたが対象となります。

昨年度から引続き令和2年度も対象となるかたは、仮特別徴収額(令和元年度に通知済み)を4月、6月、8月に年金から天引きとなります。

◎普通徴収とは

6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納付書または口座振替にて納付する方法です。

2 納税通知書の発送について

普通徴収の納税通知書は、6月8日(月)に発送予定です。第1期の納期限は、6月30日(火)です。コンビニエンスストアでも納付できます。

※サラリーマンなどの「給与からの特別徴収」の納税通知書については、5月上旬に事業所へ発送済です。

3 申告内容の確認・訂正について

正しい課税を行うため、申告書や給与支払報告書などの記載に不備がある場合には、適宜訂正しています。

4 令和2年度(令和元年度)課税証明などについて

令和2年度(令和元年度)の課税証明書などは、特別徴収のかたは5月8日(金)、普通徴収のかたは6月8日(月)から交付します。交付の際は、来庁されるかたの本人確認証(自動車運転免許証など)が必要です。(ご本人以外のかたが申請される場合は委任状と本人確認証が必要です。)

◆課税証明書などを交付できるかた

- ①町民税・県民税の申告をされたかた
- ②確定申告をされたかた
- ③勤務先から給与支払報告書が町に提出されているかた
- ④日本年金機構などから公的年金等支払報告書が町に提出されているかた

※①～④以外のかたで、課税証明書などの交付を希望する場合は、申告が必要となります。この場合、申告内容によっては、課税証明書などの発行まで2か月程度かかることがありますので、ご了承ください。
※国民健康保険の加入者で、①～④以外のかたや、家族の扶養になっていないかたは、申告をすることにより国民健康保険税が軽減になる場合があります。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

本庄税務署からのお知らせ

税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

- ・令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していないかたおよび令和3年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みのかた
- ・人事院が前記に掲げる者に準ずると認めるかた

■試験の程度 高等学校卒業程度

■申込方法 原則、インターネット申し込み。次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■受付期間

6月22日(月)午前9時～7月1日(水)(受信有効)

■試験日

- 第1次試験日 9月6日(日)
- 第2次試験日 10月14日(水)～23日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■問合せ

【インターネット申込みに関する問合せ】

人事院人材局 試験課 ☎03-3581-5311
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

【上記以外の問合せ】

関東信越国税局 人事第二課 試験係
☎048-600-3111

午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)